5　前項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧予防接種法施行規則附則第十八条の二の規定は、改正法第十四条第一項の規定により予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第六条第三項の規定により行われたものとみなされた改正法第五条の規定による改正前の予防接種法附則第七条第一項の規定による予防接種に相当する予防接種について準用する。この場合において、前項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧予防接種法施行規則附則第十八条の二第一項中「を行った者」とあるのは「に相当する予防接種を受けた者又は当該予防接種を行った者から当該予防接種に関する証明書の提出を受けた者又はその内容を記録した電磁的記録の提供を受けた者」と読み替えるものとする。

○厚生労働省令第百六十六号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、厚生労働省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年十二月九日

厚生労働大臣　加藤　勝信

厚生労働省定員規則の一部を改正する省令

厚生労働省定員規則（平成十三年厚生労働省令第三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後
（本省及び中央労働委員会の定員）
第一条　厚生労働省の本省及び中央労働委員会の定員は、次の表のとおりとする。

区分	定員	備考
本省	三三、五五五人	（略）
（略）	（略）	（略）
合計	三三、六五四人	

改正前
（本省及び中央労働委員会の定員）
第一条　厚生労働省の本省及び中央労働委員会の定員は、次の表のとおりとする。

区分	定員	備考
本省	三三、五〇三人	（略）
（略）	（略）	（略）
合計	三三、六〇二人	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第七十三号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十四条第一項第二号の規定に基づき、農林畜水産業関係補助金等交付規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年十二月九日

農林水産大臣　野村　哲郎

農林畜水産業関係補助金等交付規則の一部を改正する省令

農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和三十一年農林省令第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後
別表（第五条関係）

補助金等の名称	処分を制限する財産の名称等		処分制限期間（年）
	施設設備等の分類	財産の名称、構造等	
一			
（略）	（略）	（略）	（略）
漁業共済事業実施費補助金			

改正前
別表（第五条関係）

補助金等の名称	処分を制限する財産の名称等		処分制限期間（年）
	施設設備等の分類	財産の名称、構造等	
一			
（略）	（略）	（略）	（略）
漁業共済事業実施費補助金			